

浦和区岸町七丁目自治会会則

(名称)

第1条 本会は、浦和区岸町七丁目自治会と称する。

(目的)

第2条 本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡に関する事。
- (2) ごみ減量、リサイクル等環境保全に関する事。
- (3) 防災、防犯及び交通安全に関する事。
- (4) 福祉及び健康に関する事。
- (5) 祭り、運動会、文化祭等に関する事。
- (6) 関係機関及び各種団体との連携協力に関する事。
- (7) その他本会の目的達成に必要な事。

(区域)

第3条 本会の区域は、さいたま市浦和区岸町七丁目全域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、会長宅におく。

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域内に居住する世帯主、及び同区域内で行う事業の代表者、又はこれに準ずる者（以下世帯主等という）を対象とする。

(入会)

第6条 第3条に定める区域に居住するもので、本会に入会しようとする世帯主等は、本会が定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退会等)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したとものとする。

- (1) 世帯主等が、第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合、及び同区域内で事業を行わなくなった場合。
- (2) 世帯主等から退会届が会長に提出された場合。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|------|---------|-----|
| (1) 会長 | 1人 | (5) 理事 | 若干名 |
| (2) 副会長 | 4人以内 | (6) 監事 | 2人 |
| (3) 会計 | 2人 | (7) 副部長 | 若干名 |
| (4) 部長 | 8人以内 | | |

(役員を選任)

- 第9条 1 役員は、役員会において推薦し、総会において、決定する。
2 監事は、他の役員と兼ねることはできない。

(役員職務)

- 第10条 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3 会計は、本会の会計事務を処理する、及び資産の管理を行う。
4 部長は、会長及び副会長を補佐し、役員会の決定事項に基づき、専門部の活動を推進する。
5 理事は、会の運営に協力し、推進を図る。
6 監事は、本会の会計及び資産の状況、並びに役員の実務執行の状況を監査する。

(役員任期)

- 第11条 1 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任し、又は、その任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(班長及び区長)

- 第12条** 1 班長は、班を代表し、本会活動の推進及び班内の連絡、会費、他の徴収を行う。
- 2 区長は、各班をまとめ広報、及び運営に当たる。
 - 3 班及び区の区画は、別に定める。

(専門部)

- 第13条** 1 本会の目的達成のため、専門部を設置することができる。
- 2 専門部の設置及び廃止については、役員会において決定する。
 - 3 専門部の運営について必要な事項は、役員会で定める。

(総会の種類及び構成)

- 第14条** 本会の総会は、定例総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第15条** 総会は、会員をもって構成する。

(総会の審議事項)

- 第16条** 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。
- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項。
 - (2) 予算及び決算に関する事項。
 - (3) 役員を選任に関する事項。
 - (4) 会則に関する事項。
 - (5) その他、本会の運営上必要な事項。

(総会の開催)

- 第17条** 1 定例総会は、毎年度決算終了後1カ月以内を目処に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。

(総会の招集)

- 第18条** 1 総会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の14日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第19条** 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の成立)

- 第20条** 総会は、会員の出席をもって開会する。会員は、欠席した場合総会の議事に関し議長に委任したものとする。

(総会の議決)

- 第21条** 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会員の表決権の委任)

- 第22条** 1 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の会員に委任することができる。
- 2 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものと見做す。
3. 委任状提出の無い会員については欠席したものと見做す。

(総会の議事録)

- 第23条** 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数。(委任者数を含む)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項。
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。
- 3 会員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

(役員会の機能)

- 第24条** 役員会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。
 - (4) 役員 の 推薦。

(役員会の招集及び議長)

- 第25条** 1 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。
- 2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(運営経費)

- 第26条** 本会の運営に要する経費は、会費、補助金、助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

- 第27条** 1 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費の徴収方法は、別に定める。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第29条 この会則は、総会において議決を得なければ、変更することはできない。

(委任)

第30条 この会則の施行に関し必要な事項は、役員会及び会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 岸町七丁目自治会会則（昭和37年4月1日施行）は廃止する。